

2025 年 8 月 6 日

各 位

株 式 会 社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
代 表 取 締 役 社 長 井 手 博
(コード番号 7013)
コーポレートコミュニケーション部長 坂本 恵一
T E L 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 21 日付で公表した譲渡制限付株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」という。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行なうことについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」という。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行なわれるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」という。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 本制度の概要

当社は、2025 年 6 月 25 日開催の第 208 回定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により、本制度を導入しました。また、同取締役会において、当社の執行役員を対象とする同趣旨の制度の導入を決議しております（同取締役会において決議した本制度の詳細を定めた譲渡制限付株式給付規程を、以下「株式給付規程」という。）。

本制度は、本信託を通じて、取締役等に当社普通株式（以下「当社株式」という。）および当社株式の時価に相当する額の金銭（当社株式とあわせて、以下「当社株式等」という。）を給付する制度です。

当社は、取締役等に対して、株式給付規程に従って、事業年度ごとに、当社株式等を給付するためのポイントを付与したうえで、株式給付規程に定める一定の要件を満たした取締役等に対し、本信託を通じて、ポイント数の一部に相当する当社株式を給付します。

当社は、在任中の取締役等に当社株式を給付する場合、これに先立ち、当該取締役等との間で、譲渡制限契約を締結します。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等が退任するまでの間、譲渡等による処分が制限されます。本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に割り当てられる当社株式は、取締役等が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処

分を行なうことはできません。

また、当社株式の給付に加え、当社は、株式給付規程に定める一定の要件を満たした取締役等が役員たる地位のすべてを退任した場合には、本信託を通じて、ポイント数の一部に対応する当社株式の時価に相当する額の金銭を給付します。

なお、取締役等が非居住者である場合には、取締役等の退任時において、本信託を通じて行なう方法に代えて、ポイントのすべてに対応する時価相当額の金銭を本信託外で給付します。

2. 本自己株式処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 8 月 22 日 (金) (注 1)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 78,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 17,350 円
(4) 処 分 総 額	1,353,300,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (注 2)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(注 1) 本自己株式処分は、本日開催の当社取締役会において決議された 2025 年 10 月 1 日を効力発生日とする株式分割に先立ち行なわれるものです。当該株式分割の詳細については、当社が本日付で公表した「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(注 2) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) であります。株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者 (再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行) とする信託契約 (以下「本信託契約」という。) を締結することによって設定される信託口であります。ただし、本自己株式処分は、本制度に基づく取締役等への給付のために行なわれるものであり、上記 78,000 株は、当社に対する役務提供の対価として取締役等 (取締役: 27,000 株、執行役員: 51,000 株) に対する交付に充てられる予定のものです (なお、2025 年 8 月 6 日時点における取締役の員数は 5 名、執行役員の員数は 16 名です)。2026 年 3 月末日に終了する事業年度に係る役務提供の対価として取締役等へ交付されることとなる株式の数は、以下のとおりです。

当社の取締役	5 名	3,608 株
当社の執行役員	16 名	6,082 株

3. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行なうため、株式会社日本カストディ銀行 (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者) に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) を割当先として行なわれるものですが、最終的には、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して交付される予定であり、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量は、2026 年 3 月末日に終了する事業年度から 2028 年 3 月末日に終了する事業年度までの 3 事業年度における取締役等の役務提供に係る報酬として当社株式等の給付を行なうために必要と

合理的に見込まれる株式数に相当するものであり、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 154,679,954 株に対し 0.05%(2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 1,514,756 個に対する割合 0.05% (いずれも小数点第 3 位を四捨五入)) となること、2025 年 5 月 21 日付「当社役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 取締役等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 2025 年 8 月 22 日
- (8) 金銭を信託する日 : 2025 年 8 月 22 日
- (9) 信託の期間 : 2025 年 8 月 22 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

5. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額は、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値 17,350 円としました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額 17,350 円は、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 15,793 円 (円未満切捨) に対して 109.86% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 14,883 円 (円未満切捨) に対して 116.58% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 12,663 円 (円未満切捨) に対して 137.01% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 5 名 (うち 3 名は社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上